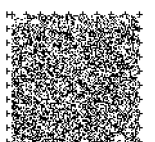


第四次久留米市環境基本計画 【2026～2030】

「自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市」をめざして



もくじ

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の位置づけ	7
第3節 対象とする分野など	8
第4節 計画の推進主体	9
第5節 計画の期間	9

第2章 久留米市がめざす環境像

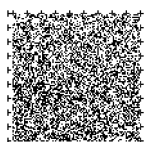
第1節 めざす環境像とめざす環境像の実現に向けたまちの姿	10
第2節 基本目標	12

第3章 施策の方向と成果指標

第1節 脱炭素社会の構築 ～温室効果ガスを減らす～	14
—久留米市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)—	
第2節 循環型社会の構築 ～資源を大切にする～	19
第3節 自然共生社会の構築 ～自然との関係を大切にする～	23
—久留米市生物多様性地域戦略～くるめ生きもののプラン～—	
第4節 快適な生活環境の保全 ～暮らしを心地よくする～	27
第5節 協働による持続可能な地域社会づくり ～全員参加型の取組を進める～	30
—久留米市環境教育等行動計画—	
第6節 重点テーマ	33

第4章 計画の推進体制と進行管理

第1節 推進体制	35
第2節 進行管理	36



第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

環境の保全及び創造に関する基本理念

久留米市は、「久留米市環境基本条例(以下「環境基本条例」という)」において、良好な環境を次世代へつなぐため、市民や事業者などと行政が協働により、自然と人間とが共生し、循環を基調とする持続的な発展が可能な社会をつくることを基本理念として規定しています。

<環境基本条例>

第3条 良好な環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、自然と人間とが共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環を基調とする社会を構築することを目的として、すべてのものの公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。

3 地球環境保全は、市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

環境問題を取り巻く情勢

(1)深刻化・複雑化する環境危機

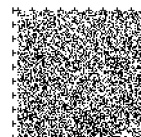
人類の活動は地球の環境収容力¹(プラネタリー・バウンダリー)を超えつつあり、地球は気候変動、生物多様性²の損失、汚染の3つの世界的危機に直面しています。

世界気象機関(WMO)³は、2024年の世界平均気温が観測史上最高を記録

¹ 地球の生態系が人間活動の負荷を吸収・回復出来る限界能力のこと。「プラネタリー・バウンダリー」は地球環境の限界を科学的に示した国際的な概念。本計画では環境の持続可能性を理解するため、両者を併せて記載している。

² 生きものの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、「すべての生物の間の変異性を指すものとし、種内、種間、生態系の多様性を含む3つのレベルに区分される」としている。このように生物多様性は、遺伝子(種内)から、種(種間)、そして生態系に至るあらゆるレベルの生物の変異・変化を示す概念のこと。

³ 世界の気象事業の調和的発展を目標とした国際計画の推進・調整を行うため、1950年に「世界気象機関条約」に基づいて設立され、1951年に国際連合の専門機関となった。



し、産業革命以前と比べて1.5℃上昇したと発表しました。異常気象の増加など、私たちの生活に影響が及んでおり、気候変動が深刻化しています。

また、現代は「第6の大量絶滅時代」⁴とも呼ばれ、人間活動の影響により、調査対象となっている動植物の約28%以上が絶滅の危機に瀕するなど、生物多様性の危機を迎えています。

さらに、日常的に利用しているプラスチック製品の環境への流出は、海洋汚染や生態系全体への深刻な影響を引き起こすとして、大きな問題となるなど、環境汚染も拡大しています。

これらの環境危機は、私たちの日常生活や社会経済活動に深く関わっており、人口減少や少子高齢化、環境関連産業の活性化といった環境・経済・社会それぞれの課題が密接に絡み合い、問題は複雑性を増しています。

持続可能な社会を実現するためには、これらの複合的な課題を同時に解決することをめざし、統合的に取り組む必要があります。

(2)環境問題の国内外の情勢の変化

国際社会の情勢

2022年に開催されたCOP15(生物多様性条約第15回締約国会議)⁵において、2010年に採択された愛知目標の取組の課題を踏まえ、新たな国際目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

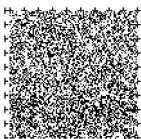
2023年に開催されたCOP28(国連気候変動枠組条約第28回締約国会議)⁶では、この10年における行動の加速及び科学的知見に基づいた2050年ネット・ゼロ(炭素中立)⁷の達成が合意されました。

⁴ 人間活動(森林破壊、気候変動、汚染など)を主な原因として、地球上の生物種の絶滅速度が自然状態の約100倍～1000倍という異常な速さで進行している現在進行中の危機的な状況のこと。生物種(人類)が引き金となっているのが特徴。

⁵ 生物多様性条約の第15回締約国会議。保全及び持続可能な利用の目標等を各国で協議・決定する国際会議。

⁶ 温室効果ガス(GHG)の排出削減目標や気候変動への対策について議論される国連気候変動枠組条約締約国会議。

⁷ 温室効果ガス全体で排出を可能な限り削減し、残余排出を吸収・除去し、差し引きし、ゼロにする概念。排出量－吸収・除去量＝正味(ネット)でゼロ、の意味。2050年カーボンニュートラル宣言以降、国内では炭素中立、カーボンニュートラルという用語を用いている。国際的な文脈においてはネット・ゼロと表現することが一般的であり基本的な意味は同じ。本計画では炭素中立と記載。



また、同年のG7広島サミット(首脳コミュニケ)及びG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合のコミュニケでは、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に対し、経済社会システムをネット・ゼロで、循環型で、自然再興⁸(ネイチャーポジティブ)な経済へ転換すること、また、課題の相互依存性を認識し、政策間で相乗効果を発揮することによる統合的な解決が盛り込まれています。

国内の状況

政府は、2020年に「2050年、カーボンニュートラル⁹の実現をめざす」と宣言しました。また、2030年度の温室効果ガス削減目標として、2013年度比46%削減をめざすとともに、50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

2024年5月に策定された国の「第六次環境基本計画」¹⁰では、環境保全を起点としてウェルビーイング¹¹／高い生活の質を目的とし、GX¹²実現や環境と経済成長を両立させる循環・高付加価値型の経済社会システムへの転換が不可欠であると示されました。

特に、勝負の2030年¹³に向け、炭素中立、循環経済¹⁴(サーキュラーエコノミー)、自然再興といった複数の目標を統合的に推進し、経済・社会課題を同時に解決していくことをめざすとされています。

また、こうした計画が掲げる課題の解決に向けては、地球上の「誰一人取り残

⁸ 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味し、自然保護だけを行うものではなく社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方。

⁹ 温室効果ガス全体で排出を可能な限り削減し、残余排出を吸収・除去し、差し引きし、合計を実質ゼロにする概念。国際的にはネット・ゼロと表現されている。本計画では、炭素中立と記載。

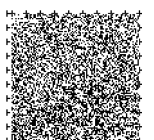
¹⁰ 環境基本計画は、環境基本法に基づき、政府の環境施策の大綱を定めたもので、今回の計画は第六次の計画となる。政府が一体となって進める施策とともに、地方公共団体、国民をはじめ、様々な主体に期待する役割についても示している。

¹¹ 環境省は、ウェルビーイング／高い生活の質は、市場を通じた価値(賃金、GDP、金融資産等)と非市場価値(健康、快適さ、主観的幸福感等)の双方を含むものとし、市場価値と非市場価値の双方を引き上げるような新たな成長をめざす、としている。

¹² グリーントランスフォーメーション(Green Transformation)の略称。産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体を変革させること。

¹³ 国の第六次環境基本計画のターゲットである2030年頃までの約10年間に行われる選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いとも指摘されていることから、勝負の2030年と呼ばれている。

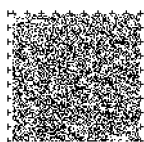
¹⁴ 従来の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等をめざすもの。



さない」という SDGs(持続可能な開発目標)¹⁵の理念や、人間だけでなく動物や生態系全体を含めた環境の健康を保つというワンヘルス¹⁶の考え方が重要になります。

¹⁵ 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)のこと。2030年までに貧困、飢餓、環境破壊など地球が抱える問題を解決し、誰一人取り残さない持続可能な世界を実現するための国際目標。

¹⁶ 人の健康、動物の健康、環境の健全性を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという考え方。



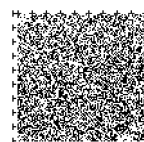
これまでの取組の成果と課題

(1)取組の成果

市は、2021年に「第三次久留米市環境基本計画(2021～2025)」を策定し、「自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市」の実現に向けて、「脱炭素社会の構築」・「循環型社会の構築」・「自然共生社会の構築」・「快適な生活環境の保全」の4つの基本目標と「協働による持続可能な地域社会づくり」を設定して環境政策に取り組んできました。

成果指標である「温室効果ガス排出量」・「市民一人一日あたりのごみ排出量」・「周辺環境の満足度」については目標を達成していますが、「生物多様性の認知度」・「くるめクリーンパートナー登録者数」などについて一層の取組が必要です。

成果指標の状況



(2)課題

大雨による河川氾濫や浸水被害など、気候変動がもたらす影響は久留米市においても、深刻化しており、2050年の炭素中立の実現に向け一層取組を加速化する必要があります。

また、プラスチックの海洋流出や外来種が生態系に与える影響は大きく、脱プラスチック¹⁷や生物多様性の保全など、持続可能な社会の実現に向けて継続的に取り組むべき喫緊の課題が残されています。

一方で、少子高齢化に伴う地域での環境保全活動の担い手減少や、電気料金などのエネルギー代金の市外流出¹⁸など、経済・社会的な課題にも直面しています。

これらの複合的な課題に対応するためには、環境政策を経済成長の制約やコストとする従来の考えから、新たな成長と地域活性化のエンジンへと捉え直し、ウェルビーイング/高い生活の質の実現をめざす必要があります。

さらに、環境・経済・社会の三側面を統合的に向上させる地域循環共生圏(ローカルSDGs)¹⁹の考えに基づき、久留米市の多様な地域資源を最大限に活用した政策を通じて、諸課題の同時解決を図ることが求められます。

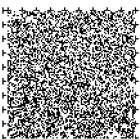
そして、人々の価値観や生活様式が多様化する中、市民や事業者などの自主的・主体的な環境配慮行動²⁰を促進するためには、市民や事業者などと行政がこれまで以上に協働を深化させることが、施策推進の鍵となります。

¹⁷ プラスチックの使用削減と資源循環、再生可能資源への代替を進める取組。2010年代後半以降、マイクロプラスチック化した海洋プラスチック等による汚染問題が大きな政治的な課題となり、2019年のプラスチック資源循環戦略の策定等、急速に脱プラスチックに向けた取組が国内外で進められるようになっていく。

¹⁸ 石油や電気などのエネルギーを供給する企業が市外にあり、その費用が地域経済から流出してしまう現象。環境省「地域経済循環分析 2022」によると、市内総生産(10,254 億円)のうち、約 5.9%(601 億円)がエネルギー(電気・石油・天然ガスなど)代金として市外事業者等に流出しています。

¹⁹ 地域循環共生圏(ローカル SDGs)は、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくり、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する自立・分散型社会を示す考え方。

²⁰ 環境に与える影響を最小限に抑えるための取組や行動。省エネルギー、グリーン購入、エコドライブ、3R 活動(リデュース、リユース、リサイクル)、公共交通機関の利用促進などが含まれる。

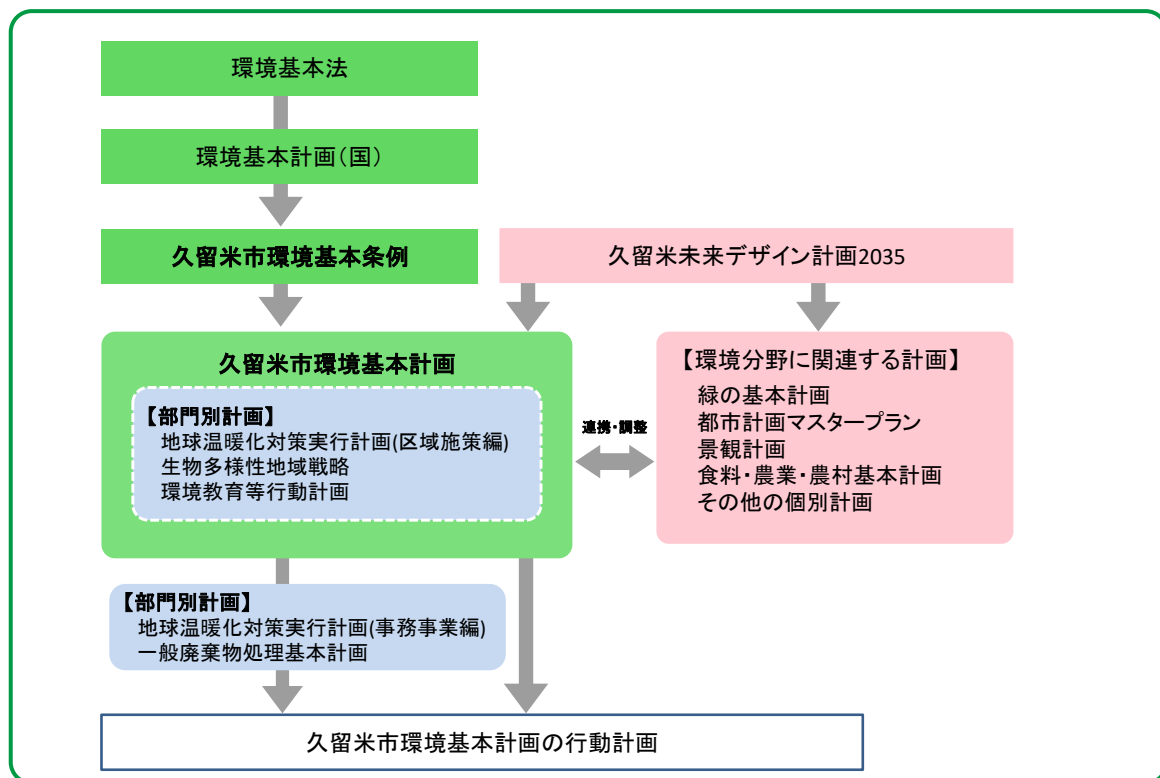


第2節 計画の位置づけ

本計画は、環境基本条例第8条の規定に基づき、市の環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向を定めるものであり、市民や事業者などと行政が一体となって環境づくりを進めるうえで、道しるべとなるものです。

市の計画体系の中では、「久留米未来デザイン計画2035²¹」がめざす基本理念「優しさ 豊かさ 輝き あふれるまち」の実現に向け、環境分野に関する計画及び施策を総合的に推進するための計画として位置づけられます。

また、本計画は「地球温暖化対策実行計画(気候変動適応計画を含む)」²²、「生物多様性地域戦略」²³及び「環境教育等行動計画」²⁴の各計画を包含するとともに、環境分野に関連する計画及び施策を企画・立案する上での指針となります。

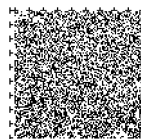


²¹ 久留米市の総合計画。久留米市をどんなまちにするか、そのためにどんなことに取り組むかをまとめた久留米の未来設計図。

²² 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、国や都道府県、市町村が温室効果ガス(GHG)排出削減などをめざして策定する総合的な計画。

²³ 「生物多様性基本法」に基づき地方公共団体が策定する、「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」

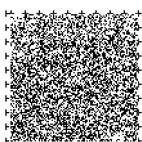
²⁴ 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、国や地方公共団体、事業者、国民が、地球環境の保全と持続可能な社会の実現に向けて、環境教育や環境保全活動を推進するために策定する行動計画。



第3節 対象とする分野など

対象とする分野は身近な環境から地球環境まで幅広い意味での環境とし、対象地域は、市全域とします。

分 野	対 象
地球環境	気候変動、エネルギーなど
資源循環	廃棄物、リサイクルなど
自然環境	森林、農地、河川、生態系など
生活環境	大気、水質、騒音、振動、悪臭、化学物質、美化、緑化、 自然景観、都市景観、文化的景観など



第4節 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、日常生活や地域での活動、経済活動などの幅広い場面に係る人や団体を想定して、市民・市民団体・事業者・市とします。

なお、本計画において、推進主体に期待される役割は以下のとおりとします。

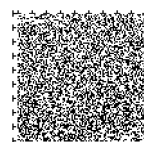
主 体	期待される役割
市民	・日常生活における環境意識の重要性を理解し行動する ・環境保全の機運が高まるよう自らが率先して取り組む ・環境保全活動や環境学習の場に積極的に参加する など
市民団体※1	・団体の特性や専門性を活かした保全活動に取り組む ・他の環境団体の取組を理解し、協力・連携して市民や事業者などの環境に対する意識の高揚に努める
事業者	・事業活動が環境に影響を与えていることを常に認識する ・事業活動に伴う環境影響の低減に取り組む ・持続可能な経済・社会の発展に貢献する など
市(行政)※2	・各主体の取組を支援する ・各主体が連携・協力できる仕組みをつくる ・事務事業において率先して環境配慮行動を行う など

※1 地域コミュニティ組織や市民公益活動団体など。

※2 本計画において市民や事業者などと並列で役割を記載する場合、「行政」と表現しています。

第5節 計画の期間

本計画の期間は、「久留米未来デザイン計画2035前期基本計画」に合わせて2026年度から2030年度の5年間とします。なお、新たな課題の発生や進捗状況などを踏まえ、計画の期間であっても柔軟に見直しを行います。



第2章 久留米市がめざす環境像

第1節 めざす環境像とめざす環境像の実現に向けたまちの姿

(1)めざす環境像

本計画の根拠条例である環境基本条例に示された基本理念の実現をめざして、めざす環境像については、以下のとおりとします。

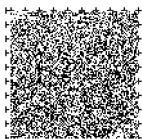
自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米

「自然と人間とが共生」とは

- 豊かな自然環境と多様な生態系が地域社会全体で大切に守り育てられている
- 恵み豊かな環境を保全しながら健康で文化的かつ快適な生活環境が確保されている

「持続的な発展が可能な都市」とは

- 社会経済システムのあらゆる局面に環境配慮が織り込まれている
- 環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の循環が実現されながら、経済・社会が発展している



(2)めざす環境像の実現に向けたまちの姿

めざす環境像の実現に向けたまちのあるべき姿は、以下のとおりとします。

市民や事業者などすべての主体が高い環境意識を持ち、
自ら取り組み、連帯して行動するまち(環境先進都市)

「高い環境意識」とは

- 環境問題について自ら学び、理解し、その解決に向けて取り組んでいこうという意識

「自ら取り組み」とは

- 市民生活や事業活動の中で自ら進んで環境配慮行動を実践する

「連帯して行動する」とは

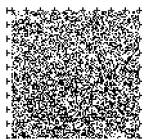
- 各主体が連携・協働し、相互に高めあいながらより効果的に取り組む

(3)まちの姿指標

めざす環境像の実現に向けたまちの姿の状況を把握するための総合的な指標(まちの姿指標)を設定します。

日常で環境に配慮した取組をしている市民の割合	
現状	目標
83.2%(2024年度)	90.0%(2030年度)

※市民意識調査(省エネ・エコドライブ・ごみ減量・緑化活動などの取組)



第2節 基本目標

自然と人間とが共生し、持続的な発展を可能にするためには、炭素中立、循環経済、自然再興の三つの転換を統合的に推進することが重要です。

また、久留米市の多様な地域資源を最大限に活用した地域循環共生圏(ローカルSDGs)の構築を通して、環境・経済・社会の複合的な課題を同時に解決し、市民のウェルビーイング/高い生活の質の実現をめざす必要があります。

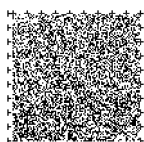
そのためには、すべての主体が環境配慮行動を実践できるようライフ・ビジネススタイルを転換することが重要であり、その取組を支える効果的な協働の仕組みづくりが不可欠です。

市では、1967年の公害対策基本法制定を端緒に、ごみ問題、環境美化、地球温暖化対策など、時代潮流や社会的課題への対応を積み重ねてきました。

このような中、前計画である「第三次久留米市環境基本計画」においては、「脱炭素社会の構築」、「循環型社会の構築」、「自然共生社会の構築」、「快適な生活環境の保全」及び「協働による持続可能な地域社会づくり」という現在直面する環境課題と整合的な目標設定となっており、この達成に向けて、取組を充実することが課題対応につながります。

そこで、基本目標については、「第三次久留米市環境基本計画」を継承することとします。

さらに、各基本目標に、特に関連の深いSDGsの目標を示し、それぞれの成果指標の達成に向けて取り組むことで、SDGsが掲げる持続可能な社会の実現に貢献することをめざします。



めざす環境像

自然と人間とが共生し、持続的な発展が可能な都市・久留米

めざす環境像を実現するためのまちの姿

市民や事業者などすべての主体が高い環境意識を持ち、自ら取り組み、連帯して行動するまち（環境先進都市）

基本目標

基本目標① 脱炭素社会の構築

2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、再エネや省エネ、蓄エネの普及など、温室効果ガス排出量の削減を進めるとともに、気候変動の影響低減にも取り組みます。

基本目標② 循環型社会の構築

循環型社会の実現に向けて、廃棄物の発生抑制・再使用と再資源化に取り組みます。また、ごみの適正処理や安定的なごみ処理施設の運営に取り組みます。

基本目標③ 自然共生社会の構築

自然共生社会の実現に向けて豊かな自然の恵みを将来にわたって享受できるよう、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組みます。

基本目標④ 快適な生活環境の保全

快適な生活環境を保持するため、健康で安全に暮らせる環境の保全、清潔で美しい生活空間の確保に取り組みます。

施策の方向

- ① 再エネ・省エネ・蓄エネの普及
- ② 環境負荷が小さい都市への転換
- ③ 気候変動への適応

- ① ごみの発生抑制・資源循環の推進
- ② ごみの適正処理
- ③ 安定的なごみ処理施設の運営・整備

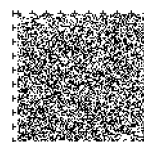
- ① 生物多様性の保全
- ② 自然環境の持続可能な利用

- ① 健康で安全な生活環境の保全
- ② みどり豊かで美しい都市環境の形成

協働による持続可能な地域社会づくり

市民や事業者などと行政が協働し、環境配慮行動の実践、拡大に取り組みます。

- ① 環境学習及び環境教育の推進
- ② 環境啓発の推進・環境意識の共有
- ③ 協働による環境配慮活動の拡大



第3章 施策の方向と成果指標

第1節

脱炭素社会の構築 ～温室効果ガスを減らす～

—久留米市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)—

深刻化する地球温暖化を緩和するため、あらゆる分野(家庭・地域、業務・オフィス、都市、産業)において温室効果ガス排出量の削減に取り組み、脱炭素社会を実現する必要があります。

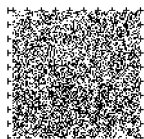
温室効果ガス排出量削減のためには、徹底した省エネルギーの推進とともに、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入や利用促進、特に蓄電池などを活用した自家消費型の普及拡大を図ることが重要です。

また、持続可能な発展にも寄与する建築物と産業の脱炭素化について重点的に取り組みながら、市民や事業者などと行政の協働による脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換と都市の脱炭素化を推進し、2050年ゼロカーボンシティ実現をめざします。

さらに、地球温暖化を起因とする気候変動の影響による被害を防止・軽減する適応策²⁵にも取り組みます。

なお、本節、第1章、第2章及び第4章をあわせて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の規定に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び、「気候変動適応法」第12条の規定に基づく「気候変動適応計画」として位置付けます。

²⁵ 気候変動(地球温暖化)の対策には、原因物質である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減・抑制する緩和策と、気候変動による影響を軽減させ、有効に活用する適応策がある。緩和を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していくもの。



(1) 施策の方向

① 再エネ・省エネ・蓄エネの普及

- 太陽光、ごみ焼却施設での発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 蓄電池やエネルギーマネジメントシステム(HEMS²⁶/BEMS²⁷/FEMS²⁸)を活用したエネルギーの自家消費や省エネ化・効率化を推進し、災害時にも強い自立分散型エネルギーシステム²⁹の普及促進を図ります。
- 様々な主体と協働した多様な手法による情報発信の強化や、地球温暖化対策に資するデコ活³⁰(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)の普及促進などにより、脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルの定着に取り組みます。
- サプライチェーン³¹全体で脱炭素経営への転換を進めるとともに、持続可能な社会に資する環境・エネルギー関連産業の振興や誘致に取り組みます。

② 環境負荷が小さい都市への転換

- 電気自動車などの次世代自動車の普及促進や自動車から公共交通機関・自転車・徒歩への転換促進を図ります。
- ZE³²やZEB³³など環境負荷を考慮した建築物の普及を促進し、建築物の脱

²⁶ Home Energy Management System の略称。家庭内において系統からの電力や太陽光発電等からの電力、蓄電池等を総合的に制御し、またエネルギー使用状況を見える化し、エアコンや冷蔵庫等のエネルギー使用を制御することによりエネルギーの使用を最適化し、省エネを図るシステム。

²⁷ Building and Energy Management System の略称。室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムを指す。IT を利用して業務用ビルの照明や空調などを制御し、最適なエネルギー管理を行うもの。

²⁸ Factory Energy Management System の略称。工場エネルギー管理システムとは、工場における生産設備のエネルギー使用状況を把握し、エネルギー使用の合理化・最適化を図るための IT システムのこと。

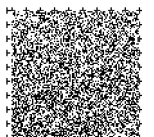
²⁹ 大規模集中型に代わり、太陽光発電や蓄電池などの小規模な発電・蓄電設備を地域に分散配置し、地域内でエネルギーを自立的に賄う仕組み。

³⁰ 国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しする国民運動。二酸化炭素を減らすという(DE)、脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含むデコと活動・生活を組み合わせた言葉。

³¹ 原材料の調達・設計・製造・物流・販売といった、製品がつくられて消費者の手に届くまでの一連の流れ。

³² Net Zero Energy House の略称。高断熱・高気密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、太陽光発電などでエネルギーをつくり出し、年間で消費する住宅の正味エネルギー量がおおむねゼロ以下になる住宅のこと。少ないエネルギーで室温を快適に保つことができ、冷暖房による CO₂排出量の削減につながる。

³³ Net Zero Energy Building の略称。高断熱・高気密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、快適な室内環境を実現し、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のこと。



炭素化を図ります。

- 地域で創ったエネルギーの地域内利用(エネルギーの地産地消)など、エネルギー循環の仕組みづくりについて研究を進めます。

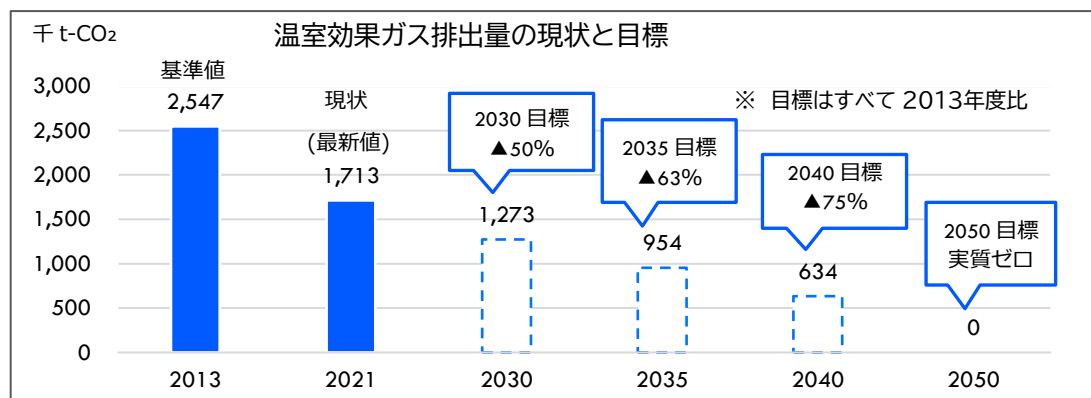
③ 気候変動への適応

- 気候変動によって生じる影響(暑熱・感染症・災害など)について情報発信や啓発、被害などの低減などに取り組みます。

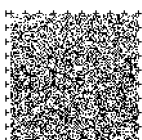
(2)成果指標

温室効果ガス排出量の削減	
現状	目標
1,713千 t-CO ₂ (2021 年度)	1,273千 t-CO ₂ (2030 年度) ▲50% 954千 t-CO ₂ (2035 年度) ▲63% 634千 t-CO ₂ (2040 年度) ▲75%

※削減率は 2013年度比



再生可能エネルギーの導入	
現状	目標
125MW(2023年度)	219MW(2030年度)



【参考】部門ごとの温室効果ガス排出量の削減目標

(単位:千t-CO₂)

部門		産業部門	民生家庭部門	民生業務部門	運輸部門
現状 (2021年度)		657	222	286	459
目標	2030年度	562(▲39%)	130(▲70%)	155(▲71%)	350(▲39%)
	2035年度	421(▲54%)	97(▲78%)	116(▲78%)	262(▲54%)
	2040年度	280(▲70%)	65(▲85%)	77(▲86%)	174(▲70%)

※削減率は 2013年度比

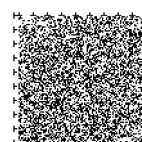
(3)関わりが深いSDGsの項目



改修 ZEB 化した「えーるピアク留米」



シェアサイクル「Charichari(チャリチャリ)」



コラム ①

断熱も脱炭素につながる!?



建物は建設時や使用時に温室効果ガスをたくさん出しているのです、対策の効果も大きいと言えます。

久留米市では、住宅や自社ビル、公共施設などの脱炭素化の取組として、ZEH や ZEB の建築物が増えており、特に公共施設の既存建築物 ZEB 化は、全国でも先進的な取組として注目を受けました(2021年第4回エコプロアワード国土交通大臣賞受賞)。

上記の事例のように、大規模な工事が必要な取組もありますが、実は比較的小規模な取組もあります。

例えば、窓や壁の断熱化(熱を伝えづらいものにすること)です。これは、室内外への熱の出入りを抑え、夏は涼しく、冬は暖かい快適な室内環境となる取組ですが、同時に、冷暖房の使用量を抑え、CO₂排出量や光熱費を削減することができます。

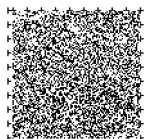
また、部屋間の寒暖差が小さくなることで、入浴中のヒートショックを予防するなど健康面でも大きなメリットとなります。

建物の断熱、増えています！

※もっと詳しく知りたい人は→デコ活ホームページ



内窓設置の事例(既存窓の内側に窓を追加)



第2節 循環型社会の構築 ～資源を大切に作る～

市民一人一日あたりのごみ排出量は、市民や事業者などの継続的な実践によるごみ減量・分別の徹底により、年々減少傾向で推移しています。

しかしながら、循環型社会の形成に向けては、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線型経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行の推進が重要です。

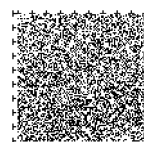
また、国際社会や国の状況を踏まえ、市民や事業者などが食品ロス³⁴の削減を我が事として捉え、行動に移すことを促進する取組や、2050年までにプラスチックごみによる新たな海洋汚染をゼロとすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」(G20大阪サミット)³⁵に沿った、プラスチックごみの発生抑制をはじめとした資源循環を総合的に推進する取組が必要です。

久留米市のごみ処理は、宮ノ陣クリーンセンターと上津クリーンセンター³⁶との南北2ヶ所体制で行っています。上津クリーンセンターは、稼働開始以来、33年が経過しており、次期施設を2028年度に更新します。今後も、久留米市内のすべてのごみの市域内処理を念頭に、長期的に安全で安定したごみ処理体制の構築に取り組む必要があります。

³⁴ 本来食べられるのに捨てられてしまう食品。事業活動を伴って発生する事業系食品ロスと各家庭から発生する家庭系食品ロスの2種類がある。

³⁵ 2019年のG20大阪サミットで共有された、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることをめざす国際的な目標。

³⁶ 宮ノ陣クリーンセンターは、工場棟(焼却施設)、リサイクル棟及び環境交流プラザから構成される中間処理施設として2016年度から稼働している。上津クリーンセンターは、燃やせるごみの中間処理施設として、1993年度から稼働している。



(1) 施策の方向

① ごみの発生抑制・資源循環の推進

- 市民や事業者などと連携し、廃棄物などの発生そのものを抑制するリデュース（発生抑制）を最優先する考え方の定着を図ります。
- 様々な主体との協働を強化し、プラスチックごみや食品ロスの削減を進めます。
- 繰り返し利用可能な製品の利用を促進するリユースの推進に取り組みます。
- リデュース・リユース（再使用）してもなお発生する廃棄物については、分別の徹底とリサイクル（再資源化）に取り組みます。
- 再生材・バイオプラスチック³⁷を使用した製品の利用促進を図り、資源の消費抑制に取り組みます。

② ごみの適正処理

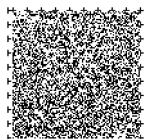
- 再生利用などができないものを焼却処理する際は、熱回収³⁸や再資源化を行うなど、適切に処理を行います。
- 産業廃棄物の適正処理のため、法令遵守について、事業者への監視・指導に取り組みます。

③ 安定的なごみ処理施設の運営・整備

- ごみ処理施設の運営・整備にあたっては、環境への負荷低減に最大限配慮しながら進めていきます。
- 上津クリーンセンターの、より環境への影響を低減した安全で安定的な施設への更新に取り組みます。

³⁷ 植物などの再生可能な有機資源を原料とするバイオマスプラスチックと微生物等の働きで最終的に二酸化炭素と水にまで分解する生分解性プラスチックの総称。原料、製法、化学構造や機能は様々であり、それぞれの特徴を正しく理解して目的や解決したい環境問題に応じて適切な用途で使用する事が重要となる。

³⁸ 廃棄物を単に焼却処理せず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用すること。



(2)成果指標

市民一人一日当たりのごみ排出量	
現状	目標
836g(2024年度)	804g(2030年度)

※ごみ総排出量／総人口

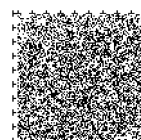
(3)関わりが深いSDGsの項目



生ごみリサイクルに取り組む子どもたち



マイボトルに飲料を提供する
「マイボトル推奨店」





循環経済は、私たちがなるべく少ない資源で物を作って使い、その資源を何度も使えるようにする新しい経済の仕組みです。

これまでの線型経済（リニアエコノミー）では、物を作って使った後、そのまま捨ててしまうのが一般的でした。しかしこの仕組みでは、どんどんごみが増えて、資源が無くなってしまうかもしれません。

循環経済では、ごみをできるだけ出さないように心がけます。例えば、作る時に壊れにくくリサイクルしやすいように設計することで、物を長く使えるようにします。また、壊れた時には修理をしたり、しっかりお手入れをすることで、新しい物を買う必要が少なくなり、ごみを減らしたり、経済的な負担を減らすことができます。

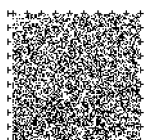
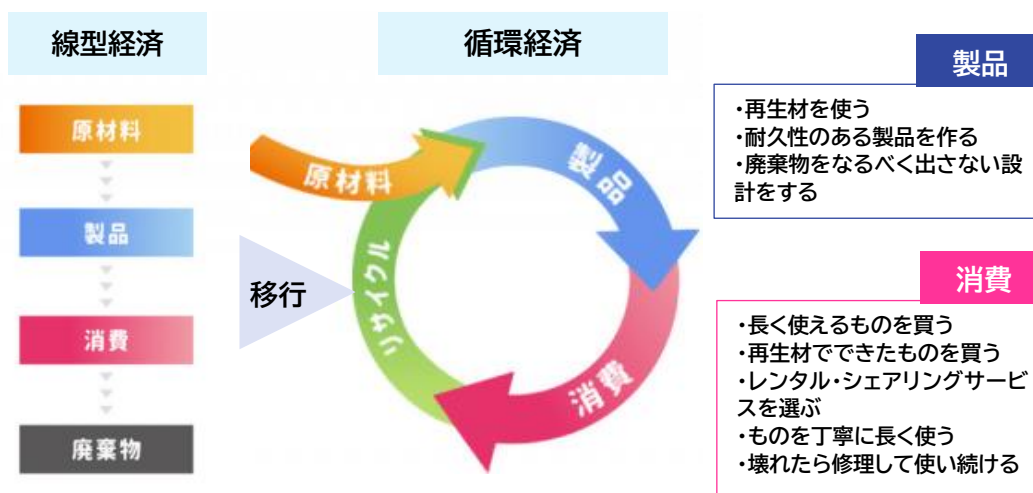
最近では、物を自分で持たずにレンタルやシェアリング（共有）を利用する人が増えています。例えば、車を買う代わりに、必要な時だけ借りることで、車1台分の資源を節約できます。

久留米市で開催しているリサイクル宝の市では、まだ使えるけど使わなくなった品物を無償で回収し、点検した後、安く販売することで再使用を促進しています。

※詳しくは→リサイクル宝の市ホームページ



このように、身近なところで循環経済の取組みは始まっています。私たちの選択が、より良い環境を未来へとつなぐ大きなポイントになります。小さなことから始められるので、考えて行動していきましょう！



第3節 自然共生社会の構築 ～自然との関係を大切にする～

—久留米市生物多様性地域戦略 ～くるめ生きものプラン～—

将来にわたって、豊かな自然がもたらす恵みを享受できるように、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組によって、自然との関係を再構築し自然共生社会を実現する必要があります。

現在の自然を取り巻く状況は、開発や外来種の持ち込み、ライフ・ビジネススタイルの変化、気候変動も含めた人間活動の影響による生物多様性の損失が進行しています。このため^{サーティーバイサーティー}30by30³⁹目標や保護地域外の^{オーイーシーエム}OECD⁴⁰の拡大、頻発する自然災害に対し、自然環境の多様な機能を活用するグリーンインフラ⁴¹や^{エコ}Eco-^{ディアーアルアル}DRR⁴²など自然再興の実現に向けた取組が重要です。

また、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐためには、様々な主体の参画のもと、自然と暮らしがつながる仕組みづくりや自然との触れ合い・保全活動に参加する機会を創ることが重要です。

さらに、自然と共生していくため、ワンヘルスの取組を福岡県と協力して推進する必要があります。

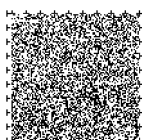
なお、本節、第1章、第2章及び第4章をあわせて、「生物多様性基本法」第13条の規定に基づく「生物多様性地域戦略」として位置付けます。

³⁹ 2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標。2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された。国は、2030年までの自然再興実現に向けた目標の一つとして30by30目標を位置付けている。

⁴⁰ Other Effective area based Conservation Measures の略称。公的な保護地域以外で、民間等の取組により生物多様性保全に貢献している地域のこと。企業の水源の森、手入れがされている里地里山や森林施業地、企業敷地や都市の緑地、研究や環境教育に活用されている森林、防災・減災目的の土地・河川敷など。

⁴¹ 社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

⁴² 生態系を活用した防災・減災(Ecosystem based Disaster Risk Reduction)のこと。グリーンインフラの中でも特に防災・減災に注目し、地域において防災・減災対策を実施・検討する際に、自然災害に対して脆弱な土地の開発を避け、人命や財産が危険な自然現象に暴露されることを回避するとともに、生態系の持続的な管理、保全と再生を行うことで、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域をつくるという考え方。



(1)施策の方向

① 生物多様性の保全

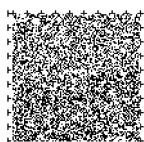
- 市民や事業者などと行政が連携して、生物多様性への配慮を促すための普及啓発を行い、行動変容を図ります。
- 希少種⁴³の保護や域外保全、外来生物の駆除などを実施し、多種多様な生きものや自然と共生するまちづくりに取り組みます。
- 動物と正しく関わるための啓発事業を通じて、人と動物の共生社会づくりに関する取組を充実します。
- ネイチャーポジティブ経営⁴⁴への理解と移行を促進します。

② 自然環境の持続可能な利用

- 次世代を担う子ども達の育成や保全活動を担う人づくりを市民団体や事業者などと協働の拡充を図りながら取り組みます。
- 調整池や森林などの自然環境が有する多様な機能(生きものの生息の場の提供、良好な景観形成、気候変動の緩和、水源の保全など)の活用や、生態系の持続的な管理、保全と再生に取り組みます。
- 河川空間が全体的に調和した河川及び沿川環境の保全や創出について関係機関と連携し流域治水対策を進めます。

⁴³ 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」に基づき、国内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生生物のうち、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種。

⁴⁴ 自然の損失を食い止め、回復させる「自然再興」をめざす経営。事業活動による生物多様性への悪影響を抑えるだけでなく、自然を積極的に増やすことで、環境と経済の持続可能な両立を図る新しい経営の形。



(2)成果指標

自然や生きものを守るための活動や行動をしている人の割合	
現状	目標
58.6% (2025年度)	85.0% (2030年度)

※市政アンケートモニター「くるモニ」で算出。

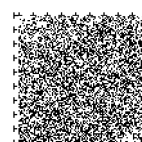
(3)関わりが深いSDGsの項目



自然観察会の様子(川の生き物)



自然観察会の様子(野鳥)





私たち人間は、食べ物、木材、繊維、医薬品など、様々な生き物を利用するなど、自然の恵みに支えられて生きていますが、現在、地球上の生き物は、人間の社会・経済活動などにより、私たちが生きていくために欠かすことのできない生物多様性が、急速に失われつつあります。

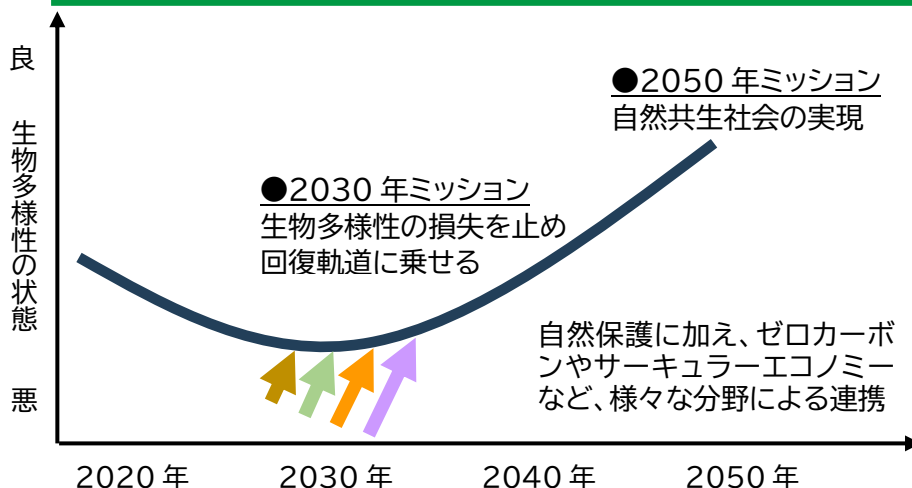
久留米市内の筑後川で採取された個体が基準標本となり「クルマムス(Rhodeus ocellatus kurumeus)」という学名が付けられたニッポンバラタナゴ(和名)は、最近、外来種で近似種のタイリクバラタナゴがアユなどの放流時に混入したり、観賞魚の放流などにより交雑が進行し、絶滅が心配されています。また、特定外来生物に指定されているアライグマの増加などにより生物多様性が失われつつあります。

このような状況に歯止めをかけ、回復傾向へ向かわせるための取り組みネイチャーポジティブに関する国際的な目標が定められ、2030年のゴールに向けて、自然保護だけでなく、気候変動対策や資源循環等の様々な分野と連携して課題の解決を図ることが重要です。

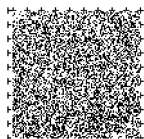
私たちの暮らしを持続可能としていくためにも、個人ができることは、例えばリサイクル品など環境に配慮した製品を選択する、省エネや食品ロスに取り組むほか、地産地消や自然との触れ合いや花や木を植えて生き物のすみかを増やすなどの行動が、日常生活で生物多様性を守り、自然を回復させる行動になります。

一人ひとりの行動の積み重ねが、地球の未来・子ども達の未来を大きく変える鍵だと言えます。

自然再興の考え方



出典:環境省を基に久留米市で作成



第4節 快適な生活環境の保全 ～暮らしを心地よくする～

自然と人間とが共生していく基礎的な環境として、健康で文化的かつ清潔で美しい、快適な生活環境が保たれる社会を構築する必要があります。

環境法令の規制強化や事業者の公害防止に対する意識の向上などにより、全国的に大気汚染や水質汚濁の環境基準は概ね達成されています。しかし、光化学オキシダント⁴⁵については基準未達成が継続しており、市民に適切な情報提供や注意喚起を行う必要があります。

また、家庭ごみなどの野外焼却をはじめ、身近な環境被害による苦情申立ては継続的に発生しており、市民や事業者などに対する法令遵守についての啓発などが必要となっています。加えて、新たな環境汚染や公害問題が発生した場合は対策を図る必要があります。

さらに、環境美化や緑化のボランティア活動は年々浸透し、まちの美化や緑豊かな都市景観の形成に重要な役割を担っています。しかし、ごみのポイ捨てや不法投棄、プラスチックごみの河川流出の防止など課題が残されており、引き続き、様々な主体が協働して、マナーやモラルの向上・美化活動に取り組む必要があります。

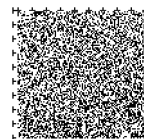
(1) 施策の方向

① 健康で安全な生活環境の保全

- 市民の健康と安全を確保するため、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などの典型的な公害を防止し、工場や事業場に対する規制基準などの遵守の指導を今後も徹底します。
- 大気や河川などの環境基準について、法令に基づく環境モニタリング⁴⁶を継続実施し、達成状況を把握するとともに適切な情報提供を行います。

⁴⁵ 大気中に排出された窒素酸化物と炭化水素が、紫外線により光化学反応を起こし、オゾンを主成分として酸性物質(オキシダント)が生成される。オキシダントのうち、二酸化窒素を除いたものを光化学オキシダントといい、光化学スモッグの原因物質となる。

⁴⁶ ある一定の地域を定め、その地域内の動植物の生態調査、大気、水質、底質調査などに基づき、その環境の人への影響を監視すること。



② みどり豊かで美しい都市環境の形成

- くるめクリーンパートナーをはじめ、様々な主体との協働による環境美化の取組を強化します。
- 市街地緑化の推進を図ることにより、水と緑に囲まれた良好な都市景観と美しい自然景観との調和がとれた都市環境の形成に取り組みます。
- 河川から海洋へのプラスチックごみ流出による汚染防止のため、ポイ捨ての抑制や美化活動の推進に取り組みます。

(2)成果指標

周辺環境の満足度	
現状	目標
62.2%(2024年度)	80.0%(2030年度)

※市民意識調査(緑の豊かさ、自然や生きものの状況、大気や騒音、ごみ処理など環境全般に関する満足度)

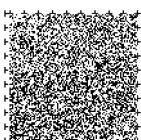
(3)関わりが深いSDGsの項目



「くるめ花街道サポーター」の活動



美化キャンペーンの様子



コラム ④

美化の輪が広がっています



まちで見かけるこの姿、ご存じですか？
ベスト・帽子・ごみ袋、「あ、見たことがある！」という人も多いのではないで
しょうか。実はこれ、久留米市の環境を自分たちで守っている市民のみなさん
です。

この取組の背景には、課題となっているポイ捨てや不法投棄の問題があ
ります。自分たちが住むまちを自分たちで美しく保ちたいという市民・事業
者などの声から、この、くるめクリーンパートナーは生まれました。

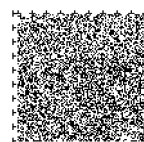
現在では、多くの人や団体がクリーンパートナーとして登録し、ごみ拾い
などの美化活動に取り組んでいます。

美しい久留米を次世代へつなぐこの活動。あなたも身近な場所から始め
てみませんか？

※詳しくは→ [くるめクリーンパートナーホームページ](#)



くるめクリーンパートナーのベストと帽子を着用して活動する市民のみなさん



第5節 協働による持続可能な地域社会づくり

～全員参加型の取組を進める～

—久留米市環境教育等行動計画—

環境保全活動を拡大していくためには、様々な主体との協働により、学びや実践の機会を創るとともに、各主体がその活動の輪を広げることや、様々な得意分野を持った人材を発掘・育成し、緩やかにつながり、協力し合いながら活動していくことができるようなネットワークづくりを進めていくことが必要です。

また、世界的に環境問題への関心が高まる中、多様化する市民や事業者などのニーズに対応していくことも重要です。このため、市民や事業者などへの啓発を進める際には、ホームページや広報紙に加え、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス⁴⁷）などICT（情報通信技術）を活用した新たな手法により、適時適切で効果的な情報発信となるよう工夫する必要があります。

なお、本節、第1章、第2章及び第4章をあわせて、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」第8条の規定に基づく「環境教育等行動計画」として位置付けます。

（1）施策の方向

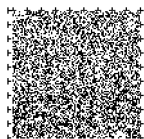
① 環境学習及び環境教育の推進

- 協働による体験の場・教材の共有などを進めながら、多様なニーズに応じた環境教室や環境学習会、施設見学などを実施します。
- 教育機関や事業者などにおける環境教育の促進に取り組みます。

② 環境啓発の推進・環境意識の共有

- 協働による環境イベントをはじめ、あらゆる機会・媒体を活用した効果的な情報発信に取り組みます。

⁴⁷ インターネットを使って人々がつながり、情報を共有するためのサービス。例：フェイスブック、エックス、インスタグラムなど。



- 環境・経済・社会の統合的向上をめざし、地域の将来像や共通利益を確認し共有しながら、様々な主体との対話に基づく共通理解を図ります。
- 様々な主体とのパートナーシップを充実・強化し、市民や事業者などの環境政策への参画を促進するため、ICTを活用し、いつでも、どこでも、分かりやすい形で環境情報を入手できるよう、利用者ニーズに応じた情報の提供を進めます。

③ 協働による環境配慮活動の拡大

- 市民や事業者などを含む地域社会を構成する様々な主体とのネットワーク形成の基盤をつくり、環境配慮活動の広がりや環境保全活動を担う人材の育成などを協働で行いながら、活動の活性化に取り組みます。

(2)成果指標

様々な主体との協働による啓発事業の実施回数	
現状	目標
59回(2024年度)	120回(2030年度)

(3)関わりが深いSDGsの項目



動画などによる環境啓発（ワケルンジャー）



コラム ⑤

日常的につながりあう地域づくり ～そなえるくるめの取組～



環境保全活動を拡大していくためには、さまざまな主体が、それぞれの垣根を越えて手を取り合い、主体的に行動することが不可欠です。

市内で、この全員参加型の取組を具体化している一つのモデルが、市民参加型の防災プロジェクト「そなえるくるめ」です。

そなえるくるめは、災害対策の一環として、避難に関する基礎情報などを共有しながら、災害時に迅速・確実に行動できるように様々な備えをしています。

この取組は、市民参加型の防災活動を重視している点に特徴があります。市民が、地域の特性を生かした対策に関与することで、地域の防災力を高めています。また、防災の講座やワークショップは、知識を深めるだけでなく、参加者同士の交流を生む場ともなっています。

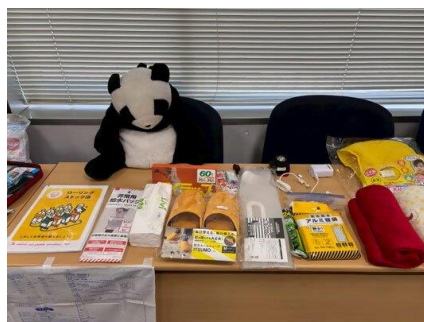
こうした活動を通じて育まれる地域の絆は、災害時の互助だけでなく、資源の共有や気候変動への適応といった、環境面での持続可能性を高める大きな力となります。

協働の形は一つだけではありません。大切なのは、一人一人の興味や活動が環境というキーワードでつながり、互いに高め合い、地域課題を解決できるような関係性を築くことです。

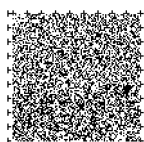
あなたの日常にある活動を、持続可能なよりよい環境の創出へとつなげるために一緒に考えていきましょう。



防災学習イベントの様子



防災グッズの展示



第6節 重点テーマ

めざす環境像の実現に向け、各基本目標を横断的に推進する施策として、重点テーマを設定します。

協働の深化に向けた場や行動変容が加速する仕掛けづくり

～変えるのは世界ではなく、私たちの行動～

持続可能な社会の実現に向けては、私たち一人一人が環境に関心を持ち、理解を深め、日常生活における環境配慮行動を実践することが不可欠です。こうした行動は、我慢や制約ではなく、より豊かで質の高い暮らしへの転換となります。

市民や事業者などと行政とがパートナーとして連携を深め、協働してその活動の輪を広げることで、持続可能な地域社会づくりへ確実な歩みを進めます。

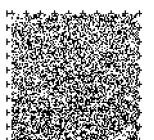
(1)基本的な方針

①様々な主体が一体となり、持続可能な地域社会づくりを推進するための場を創設し、協働の取組を強化します。

- 市民や事業者などと行政が本計画の進捗を管理し、取組を推進する【環境市民協議会(仮)】を開催します。
- 様々な主体が緩やかにつながりながら、自主的な活動を生み出す土台となる【環境プラットフォーム(仮)】を創設します。

②市民や事業者などの行動変容が加速するようなパートナーシップの構築、推進を図ります。

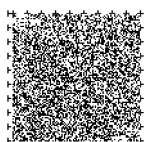
- 既存の様々なパートナーシップを統合し、環境課題に自発的に取り組み、市民や事業者などの環境配慮行動の推進役となる人材を発掘、育成できる仕組みを構築します。【市民・事業者環境活動登録者(仮)】
- 関心、理解を深める情報の提供や、活動の動機付けの仕掛けを検討し、市民や事業者などの主体的な取組を広げていきます。



(2)成果指標

市民や事業者などの環境配慮行動の推進役となる市民・事業者環境活動登録者(仮)の登録者数の増加をめざします。

市民・事業者環境活動登録者数	
現状	目標
—	10,000人(2030年度)



第4章 計画の推進体制と進行管理

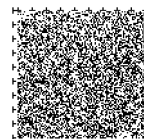
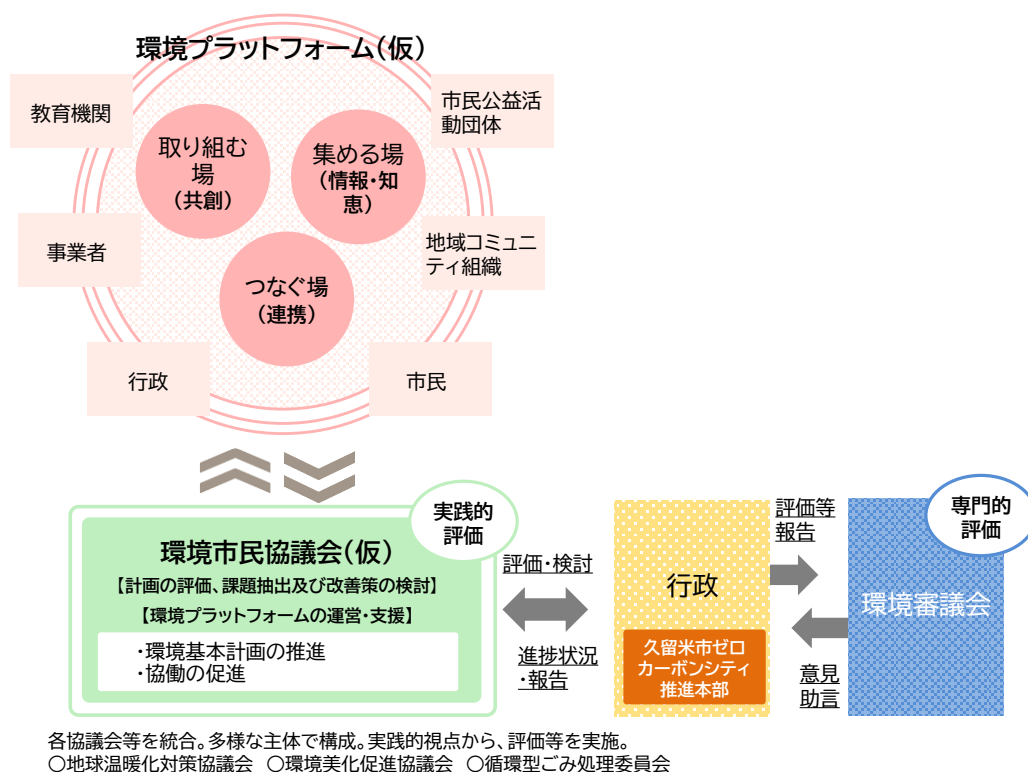
第1節 推進体制

本計画がめざす環境像を実現するため、行政は、市民や事業者などの取組の支援を進めるとともに、定期的に取り組の実施状況を集約・公表し、市民や事業者などの意見を求めることにより、計画の推進・進行管理を行います。

本計画の進捗状況については、様々な主体による環境市民協議会(仮)により評価、課題抽出を行い、学識経験者などで構成された環境審議会に報告し、意見を求め、課題などについては助言を受け、施策展開に反映していきます。

また、新たな課題の発生や進捗状況などを踏まえ、計画の期間であっても柔軟に見直しを行います。行政の取組については、部局横断的組織である市ゼロカーボンシティ推進本部において部局連携を図りながら施策を推進します。

計画の推進体制



第2節 進行管理

本計画の実効性を確保するため、施策の進捗状況などについて、マネジメントサイクルによる適切な進行管理を行います。

